

バリアフリーマップ作成ツール 利用許諾書

第1条（目的及び定義）

本利用許諾書は、国土交通省と、国土交通省が提供する「バリアフリーマップ作成ツール」の利用者との間における利用許諾について定めるものです。

- 2 本利用許諾書において、「バリアフリーマップ作成ツール」（以下、「本ツール」という。）とは、平成29年度に国土交通省にて作成されたツールをいいます。

第2条（著作権等）

本ツールの著作権その他の知的財産権は国土交通省に帰属し、日本国の著作権法及び国際条約により保護されています。

第3条（利用主体）

本ツールは、歩行者移動支援に関する取組を行う国の機関、地方公共団体及び大学等の研究機関に限り利用できるものとします。

第4条（利用方法）

本ツールは無償で利用することができます。

なお、本ツールには一切のデータを装備しておりません。本ツールの利用に必要な各種データは、利用者が自己の責任と負担において準備するものとします。

- 2 本ツールの利用にあたっては、本利用許諾書に同意し、別紙1「バリアフリーマップ作成ツール利用申請書」を国土交通省へ提出する必要があります。

第5条（利用許諾の範囲）

利用者が本ツールを利用できる範囲は以下のとおりとします。

- (1) 自己（利用者が所属する組織を含む。）のために本ツールを任意のデータを用いて実行し、その実行結果等を利用する行為。
- (2) 自己（利用者が所属する組織を含む。）のために本ツールを改変しそれを任意のデータを用いて実行し、その実行結果等を利用する行為。

第6条（禁止事項）

本ツールの利用にあたって、以下の行為は堅く禁じます。

- (1) 複製
- (2) 改変（第5条（2）に規定する場合を除く）または解析（逆コンパイル、逆アセンブリ等その他手段を含む）
- (3) 転用（全部または一部を他のツール、プログラム等と組み合わせた利用）
- (4) 第三者への提供（譲渡、貸与、販売又は利用許諾等その手段を問わない。）
- (5) 他人の権利を侵害する目的での利用
- (6) 法令その他全ての法規に反する利用及び公序良俗に反する利用

第7条（免責事項）

本ツールの性能及び実行結果等について、国土交通省はいかなる保証も行いません。

- 2 利用者は、自己の責任において、第5条に定める利用許諾の範囲内で本ツールを利用するものとし、国土交通省は、本ツールの利用に起因する利用者の直接的又は間接的な損害及び第三者に対する損害を含むいかなる損害についても、事由の如何を問わず一切の責任を負いません。
- 3 国土交通省は、本ツールの補修、保守その他いかなる義務も負いません。

第8条（利用期間終了後）

利用者は申請書記載の利用期間終了後、速やかに本ツールを返却するものとします。

なお、本ツールを継続して利用する場合は、利用期間終了の1ヶ月前までに再度申請書を提出するものとします。

- 2 利用期間終了後、利用者は本ツールの返却に際し、インストールしたプログラムをすべてアンインストールし、別紙2「バリアフリーマップ作成ツール利用報告書」を提出することとします。

第9条（その他）

本利用許諾書は、国土交通省が必要と認める場合において、利用者への予告なしに変更を行う場合があります。利用許諾書の変更後に、利用者が本ツールの利用を継続するときは、利用者は変更後の利用許諾書に同意したものとみなします。

- 2 予告なく本ツールの提供を終了する場合があります。
- 3 本利用許諾書は、日本の法令に準拠します。